

岡山県オリエンテーリング協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岡山県オリエンテーリング協会（略称 岡山県OL協会）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、倉敷市天城台3丁目1番8号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、社団法人日本オリエンテーリング協会定款第5条に基づく岡山県を代表する団体として設置し、オリエンテーリングの普及推進を図り、県民のスポーツ振興に寄与するとともに、加盟会員相互の親睦と融和および資質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1). 競技会、各種普及活動等行事の開催に関する事。
- (2). 指導者の育成および資質の向上に関する事。
- (3). 社団法人日本オリエンテーリング協会定款に基づき定められた業務の遂行に関する事。
- (4). その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第3章 組織および役員

(会員)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同し、継続的に活動する次のものをもって構成する。

(1). 個人会員

(社)日本オリエンテーリング協会に本会で登録されているオリエンテーリングディレクタ、インストラクタ、競技者登録者、ならびに県内に在住、もしくは勤務するもの、および本会が認める有識者。

(2). クラブ会員

県内に所在するオリエンテーリングクラブに在籍するクラブ員で県内に在住、もしくは勤務している(1)を除いたもの。

(入会および脱会)

第6条 本会への入会もしくは脱会は、理事会に届け出て承認を得なければならない。

ただし、個人会員のオリエンテーリングディレクタ、インストラクタ、および競技者登録者は、その資格を得たとき自動的に入会し、資格喪失の翌年度に脱会したものとみなす。

2. 会費を1年以上滞納したときは、脱会したものとみなす。

3. 本会の会員として不適当と認めたときは、理事会の議決によって脱会させることができる。

(入会金および会費)

第7条 会員は、次の入会金および会費を納入しなければならない。

ただし、個人会員のオリエンテーリングディレクタ、インストラクタ、および競技者登録者は、社団法人日本オリエンテーリング協会への登録料の納付をもってあてる。

(1). 入会金（入会時）

個人 会員	1, 0 0 0 円
クラブ会員	3, 0 0 0 円 (クラブ単位)

(2). 会費（年額）

個人 会員	1, 0 0 0 円
クラブ会員	3, 0 0 0 円 (クラブ単位)

2. 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決によって臨時会費を徴収することができる。
3. 既納の会費は理由の如何を問わず返還しない。

(会員の特典)

第8条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1). 全日本リレー選手権大会に県代表として参加できる資格。
- (2). ディレクタ、インストラクタ登録費用の補助を受ける資格。
- (3). 他都道府県で開催される公認大会等への参加に際し、本会所有の E-Card を Mycard として無料で利用できる資格。
- (4). (財)スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」に団体として加盟できる資格。
- (5). 本会主催もしくは主管大会への参加に際し、E-Card を無料でレンタルできる資格。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
理事	若干名（会長、副会長、理事長を含む）
監事	若干名

(役員の選任)

第10条 役員は次の各項に定めるところにより総会で承認を得る。

ただし、理事と監事は相互に兼ねることができない。

- (1). 理事は、理事会の推薦による。
- (2). 理事は、互選で会長、副会長、理事長を定める。
- (3). 監事は、理事会で委嘱する。

(役員の職務)

第11条 会長は本会の業務を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 理事長は、理事会を掌理し、本会の業務を処理する。
4. 理事は、理事会を組織して、業務を執行する。
5. 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。

ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(専門部会)

第13条 理事会が必要と認めた場合は、専門部会を設置できる。

2. 専門部会は、理事会の定めるところにより専門的事項を処理し、理事会に報告しなければならない。
3. 専門部会の部会長は、理事長が指名し、部会員は、部会長の推薦により理事長が任命する。

(事務局)

第14条 本会は、事務を処理するため、事務局を置き、理事長がこれを運営する。

(顧問)

第15条 本会は、必要に応じて、顧問を置くことができる。

第4章 会議

(総会の開催)

第16条 総会は、原則として年1回開催し、理事長が招集するとともにその議長になる。

2. 前項のほか、理事会が必要と認めたとき、もしくは、会員の半数以上から請求があったときは、臨時総会を開催しなければならない。

(総会の定足数)

第 17 条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ開会し議決することはできない。

ただし、あらかじめ議長に議事についての表決を委任したものは、出席したものとみなす。

2. 議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

3. クラブ会員は、出席者数に係わらずクラブ単位で 10 の議席数を保有するものとみなす。

(総会の付議事項)

第 18 条 総会には、次の事項を付議する。

(1). 事業計画および収支予算の決定に関する事項。

(2). 事業報告および収支決算の承認に関する事項。

(3). 規約の改廃に関する事項。

(4). 役員の選任に関する事項。

(5). その他、理事会において必要と認めた事項。

(理事会の開催)

第 19 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2. 理事会は、理事総数の半数以上が出席しなければ開会し議決することはできない。

ただし、あらかじめ議事についての意思を表示したものは、出席者とみなす。

3. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4. 議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(理事会の権能)

第 20 条 理事会には、この規約に定めるもののほか、次の事項を付議する。

(1). 事業の執行に関する事項。

(2). 総会に付議すべき事項に関する事項。

(3). その他、理事長が必要と認めた事項。

第 5 章 会計

(会計)

第 21 条 本会の運営に必要な経費は、次のものをもってあてる。

(1). 入会金および会費

(2). 事業収入

(3). 寄付金、助成金

(4). その他の収入

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 補則

(細則)

第 23 条 この規約施行について必要な細則は、理事会が別に定める。

(付則)

第 24 条 この規約は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

平成 17 年 4 月 1 日一部改正。

平成 21 年 4 月 1 日一部改正。